

大仙市農業委員会委員募集要項

令和7年12月12日制定

大仙市は、現在の農業委員の任期が令和8年7月30日をもって満了となるため、次のとおり大仙市農業委員を募集します。

1 募集人数

24人

2 任期

令和8年7月31日 から 令和11年7月30日 までの3年間

3 身分

大仙市の特別職の非常勤職員

4 報酬

「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例」で定める額が支給されます。

5 推薦・応募の要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし次のいずれかに該当する者は、委員となることができません（農業委員会等に関する法律第8条第4項）。

①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6 職務内容

①農業委員会総会（毎月開催）に出席し、農地法や他の法令に基づく農地の権利移動・農地転用の許可、農用地利用集積等促進計画の審議・承認を行い、併せて審議に関連する現地調査を行います。

②「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定・変更や農地等利用最適化推進施策についての意見を決定し提出します。

③農地利用最適化推進委員と連携し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等、農地利用最適化の推進に関する活動を行います。

④農業委員会等が開催する会議や研修に出席します。

⑤農地利用最適化推進委員と連携し、農家からの相談、農家への助言・指導、農業一般に関する調査及び情報提供を行います。

※農業委員は、活動内容を月ごとに記録し、農業委員会事務局へ提出する必要があります。

7 推薦及び応募の方法

推薦及び応募の方法は、個人又は団体等からの推薦を受けて申し込む方法と本人が応募する方法があります。

(1) 推薦書及び応募書の様式等

方法	様式	記入等
個人又は団体等による推薦	様式第1号	個人推薦の場合、農業者等3名が推薦者となり、代表者が必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。
		団体等推薦の場合、必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。
本人による応募	様式第2号	本人が必要事項を記入し、署名・押印の上、提出します。

(2) 募集要項等の書類

募集要項、推薦書及び応募書は、農業委員会事務局、大曲分室及び各支所の分室で配付しております。また、市ホームページ（農業委員会のページ）からもダウンロードできます。

8 募集期間及び提出先

令和8年1月30日（金）から 令和8年2月27日（金）まで

- ① 持参の場合 ⇒ 平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- ② 郵送の場合 ⇒ 農業委員会事務局のみで受け付けます。令和8年2月27日必着のみ有効となります。

提出先

提出先	提出方法	住所及び宛先
大仙市農業委員会事務局	① 直接持参 ② 郵送	①大仙市役所神岡支所 1階 ②〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼 16番地3
大曲分室	①直接持参のみ	大仙市役所大曲庁舎 2階 農業振興課内 (大仙市大曲花園町1番1号)
西仙北分室	①直接持参のみ	大仙市役所西仙北支所 農林建設課内 (大仙市刈和野字本町5番地)
中仙分室	①直接持参のみ	大仙市役所中仙支所 農林建設課内 (大仙市北長野字茶畑141番地)
協和分室	①直接持参のみ	大仙市役所協和支所 農林建設課内 (大仙市協和境字野田4番地)
南外分室	①直接持参のみ	大仙市役所南外支所 農林建設課内 (大仙市南外字下袋218番地)
仙北分室	①直接持参のみ	大仙市役所仙北支所 農林建設課内 (大仙市高梨字田茂木10番地)
太田分室	①直接持参のみ	大仙市役所太田支所 農林建設課内 (大仙市太田町太田字新田田尻3番地4)

9 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間と期間の終了後に、提出された書類をもとに以下の内容を市ホームページ上に公表します。

- ①推薦者の氏名、職業、年齢及び性別（推薦者が団体等である場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該団体等の性格を明らかにする事項）
- ②被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- ③被推薦者又は応募者が認定農業者等であるか否かの別
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤推薦者が被推薦者を農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募者が農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- ⑥被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- ⑦応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数

10 候補者の選考

大仙市農業委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとに次の観点により協議し選定します。

- ・認定農業者等が、委員の過半数を占めること。
- ・農業委員会の所掌事務に属する事項に関し、利害関係を有しない者が（1人以上）含まれること。
- ・地域、年齢、性別等に偏りが生じないように配慮すること。

11 選考結果の通知

選考結果は、大仙市農業委員候補者評価委員会終了後、速やかに本人及び推薦者に郵送で通知します。

注意事項

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募できますが、兼務することはできません。
- ・他法令等により、農業委員と兼職が禁止されている職の者は候補者になれません。
- ・農業委員は政治活動の制限はありませんが、特別職の地方公務員であるため、その公の地位を利用した選挙運動をすることは禁止されています。
- ・農業委員には職務上知り得た秘密を漏らしてはならない秘密保持義務があります。この義務はその職を退いた後も同様です。
- ・申し込み状況により募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、大仙市ホームページで公表します。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。
- ・推薦、応募等に係る経費は、全て各自の負担となります。
- ・推薦書等に記載された内容確認のため、必要に応じて本人又は関係機関等に対して照会を行う場合があります。

《お問い合わせ・郵送での申込先》

大仙市農業委員会事務局

〒019-1701 大仙市神宮寺字蓮沼16番地3 大仙市役所神岡支所内

電話 0187(72)4611

FAX 0187(72)2413